

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年11月24日(2006.11.24)

【公開番号】特開2005-296346(P2005-296346A)

【公開日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2005-042

【出願番号】特願2004-117038(P2004-117038)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 D

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月22日(2006.9.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

さらに以下の構成をも備えることを特徴とする請求項1記載の遊技機用透明板ユニット。

(f) 前記保持部が、その厚さ寸法が透明板ユニットの最大厚さ寸法の2分の1以下で、その裏面が、前記透明板ユニットの最も裏側の面から該透明板ユニットの最大厚さ寸法の2分の1以上前方に位置する様に設けられていること。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

ここで、本発明の遊技機用透明板ユニットは、特に、上述した(ア)の方の構成を採用し、さらに以下の構成をも備えるものとすることが望ましい。

(f) 前記保持部が、その厚さ寸法が透明板ユニットの最大厚さ寸法の2分の1以下で、その裏面が、前記透明板ユニットの最も裏側の面から該透明板ユニットの最大厚さ寸法の2分の1以上前方に位置する様に設けられていること。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

なお、(f)の構成を採用するに当たり、前記保持部の前面を前記透明板ユニットの表面と略面一とする様にも構成しておくとよい。ここにいう「略面一」とは、本発明により達成すべき作用・効果の内、特に重要な「奥行き寸法の抑制」について、「面一」としたときと同程度の作用を奏する程度の微少な段差ができる様な関係となっている場合も含む。